

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行について

愛知労働局

労働安全衛生法施行令

等の一部を改正する政令（以下「改正政令」という）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（以下「改正省令」という）が平成23年1月14日に公布され、一部の規定を除き平成23年4月1日から施行することとされましたが、その改正の概要は次のとおりです。詳しくは愛知労働局のホームページ等をご覧ください。

第1 労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（改正の内容及び留意事項）

①施行令の一部改正（改正政令第1条関係）
ア、特定化学物質等の範囲の拡大（施行令第18条、第22条及び別表第3

関係）

(ア)労働安全衛生法（以下「法」という）第57条第1項の表示（以下単に「表示」という）をしなければならぬ物に、酸化プロピレン等4物質を追加する。

(イ)酸化プロピレン、1、1-ジメチルヒドラーゼを製造し、又は取り扱う業務を特殊健康診断の対象業務として追加する。（施行令第22条関係）
(ウ)特定化学物質の第二

類物質に酸化プロピレン、1、1-ジメチルヒドラーゼを追加する。（施行令別表第3関係）
イ、健康管理手帳を交付する業務の範囲の拡大（施行令第23条関係）無

機砒（ヒ）素化合物（アルシン及び砒（ヒ）化ガリウムを除く）を製造す

る工程において粉碎をする業務を追加する。

②一部改正令の一部改正（改正政令第2条関係）
一部改正令附則第3条に規定されている適用除外製品のうち代替化が可能となったアからウまでの物について、その製造等を禁止する。

ア、石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロソドライトを除く。以下同じ）を含む有するガスケットであつて、一部改正令の施行の際現に存する国内の化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という）の設備（配管を含む。以下同じ）の接合部分（300度以上の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る）

に使用されるもの（直径1500mm以上のものを除く）
イ、石綿を含有するうず巻形ガスケットであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（400度以上の温度の流体である物又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る）に使用されるもの
(ア)亜硝酸及びその塩
(イ)硝酸及びその塩
(ウ)硫酸及びその塩
ウ、石綿を含有するグランドパッキンであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（400度以上の温度の流体である物又は次のいずれかに該当する物であつて、300度以上400度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る）に使用されるもの
(ア)亜硝酸及びその塩
(イ)硝酸及びその塩
(ウ)硫酸及びその塩

附則第1条関係）

改正政令は、平成23年4月1日から施行する。ただし、②については平成23年3月1日から施行することとされました。

④経過措置（改正政令附則第2条から第7条まで関係）があります。

第2 労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（改正の内容及び留意事項）

①安衛則の一部改正（改正省令第1条関係）
ア、表示対象物質の追加（安衛則別表第2関係）
イ、計画の届出をすべき機械等の追加（安衛則別表第7関係）
ウ、健康管理手帳に関する改正（安衛則第53条、第55条及び様式第7号から第10号まで関係）

②特化則の一部改正（改正省令第2条関係）
ア、特定化学物質の追加に伴う改正関係

(ア)特定第二類物質に、酸化プロピレン等及び1、1-ジメチルヒドラーゼ

等を追加すること等。

(イ)酸化プロピレン等又は1、1-ジメチルヒドラージン等を製造し、又は取り扱う作業に従事する労働者に使用させる呼吸用保護具の選定に当たつての留意する事項

(ウ)酸化プロピレン等又は1、1-ジメチルヒドラージン等に係る特殊健康診断の項目

イ、1、4-ジクロロ-2-ブテンに係る措置
(特化則第38条の17関係)
ウ、1、3-プロパン

愛知労働局は「労働衛生課」の名称を「健康課」に変更します

愛知労働局は、平成23年4月1日から現在の労働衛生課の名称を健康課に変更します。

労働災害件数が中長期的に減少する一方、過労死や精神障害の労災保険給付事案は増加するなど労働災害は質的に変化しており、メンタルヘルス、過重労働および受動喫煙などの労働者の健康管理に関する問題への対応が

スルトンに係る措置(特化則第38条の19関係)

③施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、平成23年4月1日から施行することとしています。

④経過措置があります。

問い合わせ先 愛知労働局健康(労働衛生)課
☎052-972-0256

ホームページアドレス
(http://www.aichi-
rodo.go.jp/)

強く求められています。

このため、こうした国民のニーズに応え、労働者の健康確保への取り組みをこれまで以上に担う組織とすることに伴い名称を変更することとしました。現在使用している「労働衛生課」という名称は、「健康課」になります。なお、今回の名称変更による担当業務に変更はありません。

2月の死亡災害のあらまし

愛知労働局

速報による2月受付の平成23年発生の死亡災害は3名で、そのあらまきは以下のとおりです。

業種 (労働者数)	年齢 職名	●事故の型 ●起 因 物	災 害 概 況
製造業 (100~300人)	60代 運転手	●転倒 ●その他の環境等	凍結路面を歩行中、滑って転倒したものの。
製造業 (1~9人)	40代 作業員・技能者	●墜落、転落 ●足場	被災者がローリングタワーの最上部(高さ5m)に乗り、天井クレーンのランウェイレール撤去作業を行っていたところ、ランウェイレールの両端を吊っていたチェーンブロックの一端が外れ、落下したランウェイレールがローリングタワーに激突したため、ローリングタワーが転倒した。
清掃業 (10~29人)	40代 作業員・技能者	●はさまれ、巻き込まれ ●コンベア	ベルトコンベアの試運転中に当該コンベア周辺の作業台にいた被災者が当該コンベアのテンションロールとベルトの間に足から巻き込まれ、死亡した。